

二条城二之丸御殿台所ほか3棟白蟻防除業務委託

仕 様 書

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

保存整備係 大本・曾根

電話 075-841-0096

1 名 称

二条城二之丸御殿台所ほか3棟白蟻防除業務委託

2 履行場所

- (1) 名 称：元離宮二条城
- (2) 所在地：京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541 番地
- (3) 建造物：二之丸御殿台所 1 棟
二之丸御殿御清所 1 棟
本丸御殿玄関 1 棟
本丸御殿台所及び雁之間 1 棟 計 4 棟

(対象建造物の位置は別紙「別紙1」を参照)



3 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

4 委託料の支払い条件

- (1) 前金払
行わない。
- (2) 部分払
行わない。
- (3) 完了払
完了後に支払う。

5 委託業務内容

本業務は、元離宮二条城内の重要文化財二之丸御殿台所、二之丸御殿御清所、本丸御殿玄関、本丸御殿台所及び雁之間の白蟻防除処理を行うものである（施工範囲は「別紙2」を参照）。

- (1) 土壌処理
屋内土壌表面に均一に散布すること。また、基礎・束石等の間際は入念に施工すること。既に蟻道を構築している箇所や、被害部に近い箇所については入念に処理を行うこと。
- (2) 木部処理（吹付処理等）
内部については床板よりも下部の床組み等処理するものである。外部は、土台、地長押、縁東及び外部の柱（足元数十センチ程度）等を処理するものである。既に蟻道を構築している箇所や、外部被害部に近い箇所については入念に処理を行うこと。

6 作業日時

作業は以下に示す日程に実施すること。作業日時は、本市担当者と協議の上決定する。

二之丸御殿台所・御清所

二条城まつり 2026 及び二条城桜まつり 2027 の開催期間及びその設営・撤去期間以外の日程

(参 考)

- ・二条城まつり 2026 開催期間：未定（最長で10月23日～12月13日を予定）
- ・二条城まつり 2026 設営期間：開催期間前の2週間程度
- ・二条城まつり 2026 撤去期間：開催期間後の3日程度
- ・二条城桜まつり 2027 開催・設営・撤去期間：未定（令和9年3月頃～）

本丸御殿玄関・台所及び雁之間

観覧休止日（毎月第3月曜日及びその翌日 ※当該日が祝日の場合は除く）

ただし、本丸御殿台所及び雁之間は令和9年1～3月に実施予定

※ 本丸御殿玄関にて開城時間中（8時45分～17時）に薬剤の噴霧作業を行う場合は、床下換気口に養生を施し、ふさぐこと。

7 提出物

作業完了後に、以下を元離宮二条城事務所へ提出する。

- (1) 完了届
- (2) 施工報告書（写真含む）
- (3) 再施工保証書（5年間）
- (4) 請求書

8 その他

- (1) 作業日が決定した後、受注者は作業日当日の段取り、養生が必要な箇所及び作業中の注意事項等について、本市担当者と事前に打ち合わせを行うものとする。
- (2) 履行に当たっては必ず本市担当者の指示に従うこと。
- (3) 施工は公益社団法人日本しろあり対策協会が発行する「防除施工標準仕様書（令和7年10月版）及び「安全管理基準（令和7年10月版）」に従って行うこと。
- (4) 主任技術者には、平成28年度以降に、文化財建造物（国、都道府県又は市町村指定又は登録を受けた建造物）に対する白蟻防除の施工経験を有する者を充てるよう努めること。なお、施工に従事する作業員に関して文化財建造物の施工経験について記した経歴書を、施工前に提出すること。
- (5) 公益社団法人日本しろあり対策協会が認定したしろあり防除施工登録を受けた者、またはこれに準ずる資格を有する者を主任技術者として充てること。なお、上記の条件を満たす技術者であることを証明する書類の提出を求める場合がある。
- (6) 薬剤は、公益社団法人日本しろあり対策協会及び公益財団法人文化財虫菌害研究所の認定を受けたものを使用すること。
- (7) 対象建造物は国指定の重要文化財であるため、施工に際しては建造物の木部（土台、地長押、

柱及び床板並びに床下換気口、床下及び縁の構成部材等)を含む各部材にき損(傷、へこみ、割れ、折れ及び外れ等)等を生じさせることがないように、以下の点を遵守して作業を行うこと。

ア 床下での作業時や夜間は、ヘッドライトやスタンド式のライトを用いて十分な照度を確保すること。

イ 床下で土台・地長押・貫・筋違等を跨いだり潜ったりしての移動及び方向転換等を行う際には、転倒やふらつきを防ぐため無理な体勢はとらず、丈夫な場所に手を添えて動くなど慎重に作業を進めること。

ウ 外部の木部処理に際しては、雨落ち溝、周囲の樹木・砂利及び建物から突出した部材等に躓いたり強く接触したりすることがないように、足元、上部及び背後に注意しながら作業を行うこと。

エ 器具の取り回しは周囲の状況をよく確認した上で行うこと。

オ 器具の取り回しや作業員の移動等により部材が破損する可能性が高い箇所(床下進入口周辺、建物の出隅等)は、あらかじめ器具の固定、部材の養生などの措置を講じること。

(8) 施工中にき損等を生じさせた場合には、直ちに本市担当者に報告すること。なお、き損部分の修理又は復旧については受注者がその費用を負担し行うこと。

(9) 施工の際には、床下の設備等に薬剤がかからないよう、必要な箇所には養生を施すこと。ただし、当該設備が保護材等で覆われており、本市担当者が養生は不要と認める場合には行わない。(本丸御殿台所及び雁之間の床下設備(一部)については「別紙3、4」参照)

(10) 動力噴霧機は電気式を使用し、動力噴霧機の駆動に必要な電源は、発電機(燃料式可)により賄うこと。なお、発電機は本市担当者の指定する場所に設置し、必要に応じて、延長コード及びコードリール等を用いて噴霧機に接続すること。

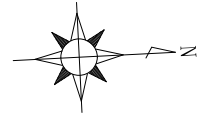
(11) 施工に必要な水は、「別紙1」に示す水道から調達することができる。ただし、蛇口に取り付けるホースは受注者が準備し、建造物へ水が飛散しないよう注意すること。なお、本市担当者が必要と認める場合は、二之丸御殿北側の中庭及び本丸御殿台所及び雁之間脇の通路へ2トン車以下の重量の車両の移動を可能とする。ただし、地面に車両のタイヤ跡がついた場合は、受注者が元の状態に戻すこと。

(12) 対象建造物の一部は二条城内の観覧ルート沿いにあるため、観覧者に充分配慮して施工を行うこと。

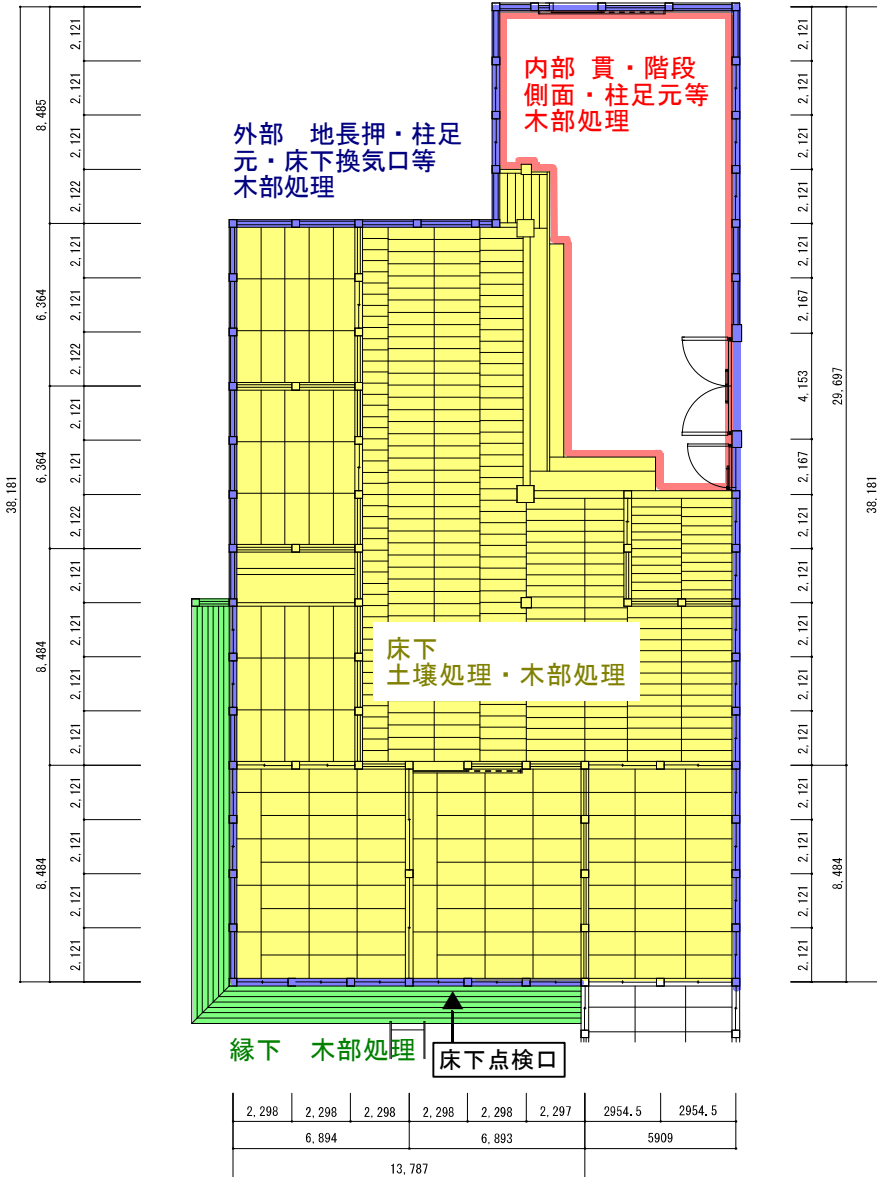
(13) 本委託は、完了日より5年間を保証期間とし、期間内に蟻害が発見された場合は無償にて駆除するものとする。また、保証期間中は1年毎に蟻害の状況について点検を行うものとする。

(14) 本業務に伴う全ての経費は、委託料に含まれるものとする。

(15) 本仕様書に記載のない事項または仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うものとする。



19,696								
4,924			5,378			9,394		
2,462	2,462	2,285	2,285	808	1,515	2,636	2,621	2,622

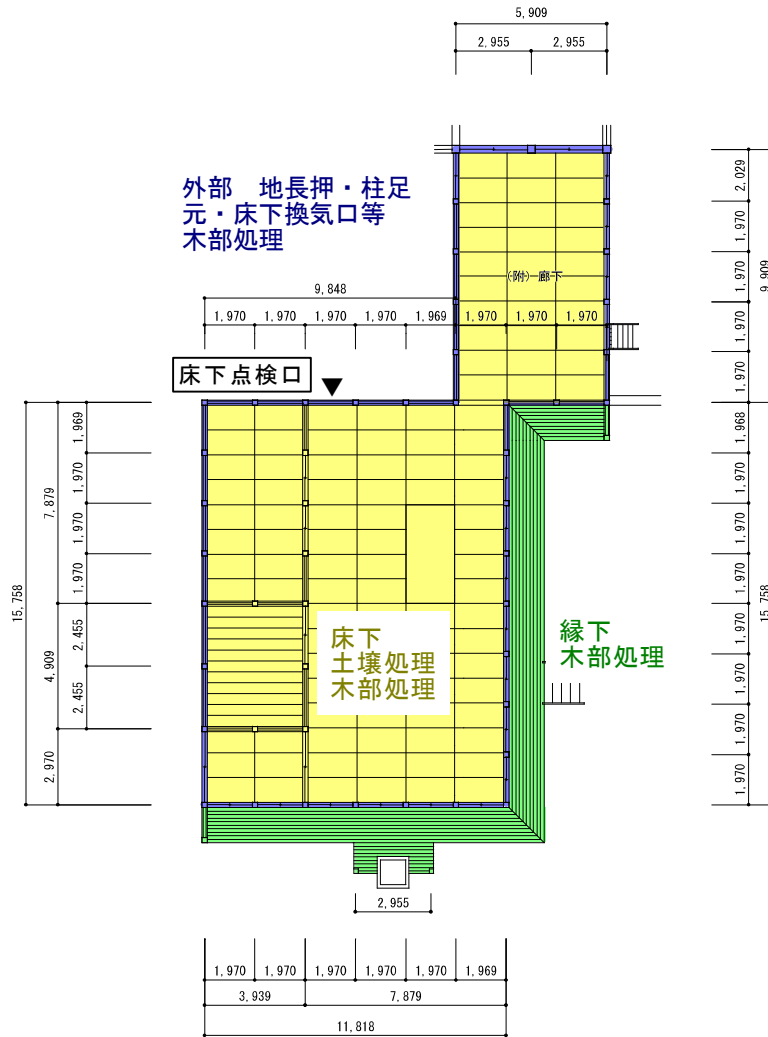
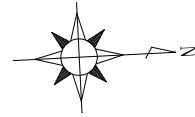


委託名 二条城二之丸御殿台所ほか3棟白蟻防除業務委託

図名 二之丸御殿台所平面図

縮尺

別紙 2

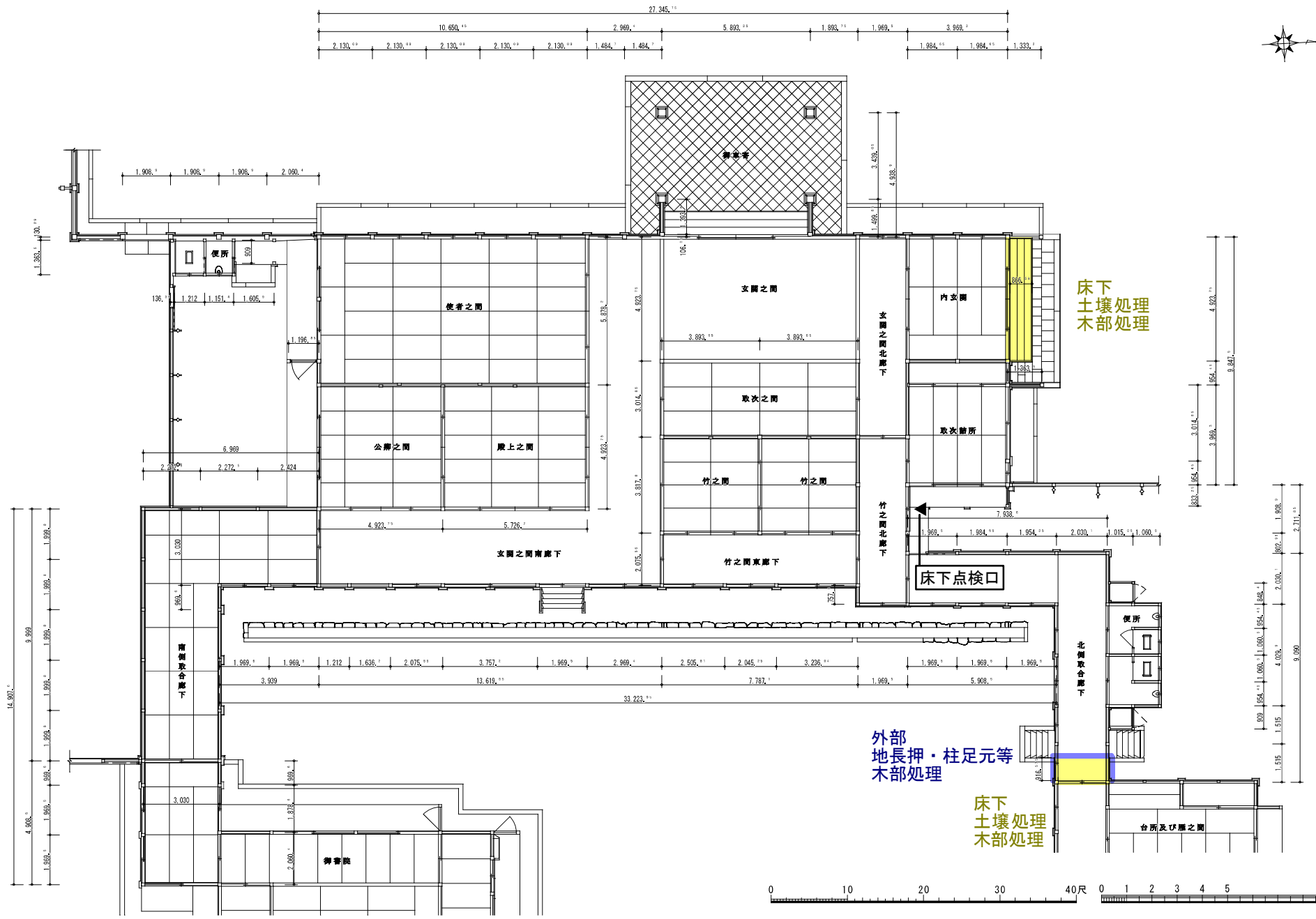


委託名 二条城二之丸御殿台所ほか3棟白蟻防除業務委託

図名 二之丸御殿御清所平面図

縮尺

別紙 2



本丸御殿台所及び雁之間 床下配線写真

